

第 20 回アジア競技大会・第 5 回アジアパラ競技大会における 名古屋市感染症強化サーベイランス実施要領

1 目的

2026 年 9 月から 10 月にかけて開催されるアジア競技大会・アジアパラ競技大会（以下「大会」という。）では、国内外から多数の選手団、大会関係者、観客が名古屋市に訪れることが見込まれ、感染症発生及び持ち込みリスクの増大が懸念される。

本要領は、愛知県における「第 20 回アジア競技大会・第 5 回アジアパラ競技大会に係る感染症強化サーベイランス実施要領」及び「愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会開催に向けての感染症リスク評価」（以下「リスク評価」という。）を踏まえ、名古屋市の平時におけるサーベイランス体制の基盤となる「名古屋市感染症発生動向調査事業実施要綱」第 6 の 2 の規定に基づき、事業の実施にあたり必要な事項を別に定めるものである。本要領は、大会期間中の大会に係る感染症情報の収集、分析及び還元を強化するとともに、感染症患者の早期探知及び迅速な公衆衛生対応を図り、感染症のまん延防止に資することを目的とする。

2 実施期間

2026 年 9 月 1 日（火）から 2026 年 11 月 7 日（土）までとする。

3 強化サーベイランス対象疾患

本要領において「強化サーベイランス疾患」とは、大会に関連した大規模感染の懸念および重症度を踏まえ、リスク評価において特に注意すべきと位置付けられた以下の 4 疾患をいう。

麻しん 侵襲性髄膜炎菌感染症 中東呼吸器症候群（MERS） 腸管出血性大腸菌感染症
--

4 実施主体

名古屋市が実施主体となり、大会組織委員会、愛知県及び保健所設置市（以下「県等」という。）と連携するとともに、名古屋市医師会等関係団体及び医療機関等の協力を得て実施する。

5 実施体制と役割

- (1) 名古屋市保健所（名古屋市健康福祉局感染症対策課：以下、「感染症対策課」という。）

市全体のサーベイランスを統括し、大会組織委員会や県等の関係機関との連絡調整を行うとともに、大会に係る感染症患者情報の収集及び還元を行う。保健センターからの異常探知や集団発生等の速報を受領し、疫学調査の対応について協議・調整を行うとともに、必要に応じて記者発表等により市民へ広く情報提供・注意喚起を行う。

- (2) アジア・アジアパラ競技大会名古屋市感染症情報センター（以下、「市情報センター」という。）

名古屋市は、名古屋市衛生研究所疫学情報部に、市情報センターを設置する。市情報センターにおいて、大会に係る市内の感染症患者情報を収集・分析する。また、収集した情報をアジア・アジアパラ競技大会愛知県感染症情報センター（以下「県情報センター」という）の情報と併せて関係機関へ提供するとともに、名古屋市感染症ネットワーク WEB 掲示板（以下「WEB 掲示板」という。）や市公式ウェブサイト等により情報発信を行う。

- (3) 各区保健センター

管轄の医療機関からの届出内容の確認、積極的疫学調査の実施、通常と異なる傾向が認められた場合の速報および対応を行う。

- (4) 衛生研究所微生物部

病原体検査のための検体等の提供を受けた場合は検査を実施するとともに、その結果を関係機関に報告する。

- (5) 感染症対策・調査センター

名古屋市検体等搬送実施規程に基づき、医療機関から提供を受けた保健センター保管の検体等若しくは医療機関から直接提供を受けた検体等を、衛生研究所微生物部へ搬送を行う。

- (6) 名古屋市衛生行政専門事項検討会感染症部会（以下「感染症部会」という。）

本市の公衆衛生事業の推進に関し、保健所長が必要と認める医療医学的な検討及び調査・研究を行う。地域の医療機関等に対し感染症に関する情報を「ID-Nagoya」として週 1 回発行する。

6 感染症発生動向調査に係る対応

- (1) 医療機関

ア 強化サーベイランス対象疾患を診断した場合には、問診等により、大会の選手等関係者（※1）又は来場者（※2）かどうかについて確認を行う。該当する場合には、以下の内容を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づく届出様式「19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」に記入する。

（ア）大会の選手等関係者又は来場者の別

（イ）感染地域の詳細（大会会場、宿泊施設等）

（ウ）大会会場、宿泊施設の利用期間（日時）

※1 大会の選手等関係者とは、選手、チームスタッフ、大会運営スタッフ、ボランティア、競技役員、その他大会の運営または実施に直接従事する者をいう。

※2 来場者とは、競技観戦、式典または関連イベントへの参加を目的として大会会場に来場する者であって、大会の選手等関係者に該当しない者をいう。

イ 大会の選手等関係者又は来場者について、強化サーベイランス対象疾患以外の感染症法に基づく届出（いわゆる全数把握）が必要な疾患を診断した場合は、可能な限りアに準じて記入する。ただし、届出様式に当該欄が無い疾患（5類感染症のうち、麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症以外）については、記入は不要とする。

（2） 感染症対策課

強化サーベイランス対象疾患又はその他の全数把握対象疾患について発生届が提出された場合において、当該患者が大会の選手等関係者又は来場者であることが判明したときは、その都度、市情報センターに共有するとともに WEB 掲示板を通じて関係機関へ情報提供を行う。なお、全数把握疾患のうち 5 類感染症については、届出様式 19 に大会関係情報を記載できる麻しん、風しん及び侵襲性髄膜炎菌感染症のみを対象とする。大会期間中は 10（1）、（4）に定める日報、臨時報を用いて関係機関へ提供する。あわせて、必要に応じて市ウェブサイトへの掲載や記者会見等により広く市民に対して情報提供する。また WEB 掲示板を活用し、地域の医療機関に対し、感染症部会が作成する感染症に関する情報を掲載した「ID-Nagoya」を週 1 回提供する。

（3） 市情報センター

大会に係る感染症情報について、全国情報等と併せて週報及び臨時報として関係機関へ提供するとともに、WEB 掲示板や市ウェブサイト等により情報発信を行う。

なお、週報及び臨時報への記載内容については、必要に応じて感染症対策課及び県情報センターと協議する。

ア 週報

大会に関連する感染症情報のうち、感染拡大のリスクが低い等、緊急性の低いものについて、定例発行の「名古屋市感染症発生動向調査情報」に追加する（原則、毎週水曜

日)。

イ 臨時報

大会に関連する感染症情報のうち、感染拡大のリスクが高い等、緊急性の高いものについて、必要に応じてその都度、関係機関への提供および情報発信を行う。

ただし、時期が週報と重複する場合は、臨時報で記載すべき内容を週報に入れる。

(4) 保健センター

医療機関と連携して、(1)の内容の記載の徹底を図る。なお、強化サーベイランス対象疾患の届出を受理した際には、各疾患に応じて、積極的疫学調査等を行い、感染拡大防止等の必要な措置を速やかに講ずる。また、強化サーベイランス対象疾患以外の疾患について届出受理後に、大会の選手等関係者又は来場者の疾患であったことが判明した事例については、備考欄に(1)ア(ア)から(ウ)の内容を追記する。

7 大会組織委員会との連携

大会組織委員会を通じて、大会指定病院等に対して、次のとおり対応するよう要請する。

(1) 大会指定病院の対応

ア 強化サーベイランス対象疾患を診断した場合

6(1)アのとおり取り扱う。

イ 強化サーベイランス対象疾患以外の感染症(全数把握以外の感染症も含む)を診断した場合

「食中毒を疑う場合」、又は「10人以上の集団感染を疑う場合」を探知した際には、管轄する保健センターへ報告する。その際、可能な限り6(1)ア(ア)から(ウ)の内容を含むようにする。

(2) 大会組織委員会が整備する医務室、救護室の対応

食中毒又は他者へ感染させるおそれのある感染症を疑う者を診断した場合には、確定診断を行うため、大会指定病院へ搬送するとともに、当該病院に(1)イの探知に関する情報を提供するよう努める。

8 本市による探知強化

市内医療機関からの届出情報や疑似症定点からの報告、及び9、10に定めるJIHSとの「Web ミーティング」、「日報」を活用し、市中における感染波及の早期探知体制の感度を高めることとする。

9 国立健康危機管理研究機構（JIHS）、県等との連携

実施期間中、感染症対策課及び市情報センターは、JIHS、県等と定期的な Web ミーティングを実施する。これにより、国内の流行状況の共有やリスク評価のアップデート、異常探知時の迅速な相談体制の確保を図る。

10 大会期間中の情報共有

感染症対策課及び市情報センターは、収集したサーベイランスデータおよびリスク評価結果を取りまとめる。感染症対策課は大会期間中に日報を作成し、関係機関へ速やかに共有する。日報には、感染症の集団発生等の異常探知時のみならず、特段の集積が認められない場合の「異常なし（ゼロ報告）」の評価結果も含め記載し、平時からの監視状況を可視化・共有する。

大会期間中の主な情報共有媒体は以下のとおりとする。

(1) 日報

感染症対策課は、国内外の感染症流行状況及び大会関連感染症情報について、WEB 掲示板を通じて関係機関へ共有する。なお、特段の異常が認められない場合は「異常なし（ゼロ報告）」を行う。

(2) 週報

市情報センターは、原則毎週水曜日に発行する「名古屋市感染症発生動向調査情報」に大会関連の感染症情報を追加し、関係機関へ提供するとともに、WEB 掲示板や市公式ウェブサイト等により情報発信を行う。

(3) ID-Nagoya

感染症部会は、WEB 掲示板を通じて地域の医療機関等に対して、「ID-Nagoya」を毎週発行する。

(4) 臨時報

市情報センターは、大会に関連する感染症情報のうち、速やかな情報共有及び対応が必要な事象を探知した場合は、必要に応じてその都度、WEB 掲示板や市公式ウェブサイト等により情報発信し、迅速な情報共有及び注意喚起を行う。

(5) その他

医療機関は大会に関連する感染症の情報があれば名古屋市感染症ネットワーク WEB 掲示板への情報提供に努める。

1 1 その他

(1) 疑似症定点における報告の徹底

感染症対策課は、管内の疑似症定点医療機関に対して、実施期間における疑似症の届出の徹底について周知する。

附則

この要領は、令和 8 年 8 月 20 日から施行する。